



JURIDICAL FOUNDATION FOR
INTERNATIONAL PERSONNEL MANAGEMENT

I .P.M. Profile



協力

国際的な人材交流を通じて、
国境を越えた
心のつながりを創造していきたいという
姿勢をあらわす。
人から人へ、手から手へ。
「心の通う専門サービス」

ごあいさつ

世界経済のグローバル化・ボーダーレス化の進行と、それに伴う日本社会の構造改革の必要性が叫ばれるようになって、すでに長い時間が過ぎました。この間、規模・業種・海外事業部門の有無などに関わりなく、実に多くの企業が世界的な変革・競争の荒波にもまれ、あるものは倒れ、あるものは急成長し、またあるものはじっと力を蓄えてきました。このような変革の時期においては、従来の概念やシステムが常に厳しく問い直されることとなりますが、「企業は人なり」ということばは、いつの時代にも通用する普遍的な真理であります。

私ども財団法人国際労務管理財団は、1993年に労働省(現厚生労働省)の許可を受けて設立されて以来、日本企業の海外進出支援や技術移転の手法の開発・普及、国際人材交流など、労務管理システムを通じた海外進出企業の発展ならびに技術交流を通じた国際貢献に尽力してまいりました。

中でも外国人研修生・技能実習生の受入れでは、中国をはじめペルー・ベトナム・フィリピンから、これまでに多数の若者を受入れてきました。この若い世代が日本企業の進んだ技術や労務管理システム・勤労精神などを学んだ後、母国の発展に寄与しております。一方、日本企業からは、外国人研修生・技能実習生の受入れが日本人従業員の意識変革にもよい影響を与えているとの声を多く頂戴しております。

私どもは、外国人技能実習制度を各企業に紹介していくため、技能実習生受入れ説明会を積極的に開催し、この制度の普及に努めると同時に、技能実習生受入れと密接に関係している国内企業の海外進出の支援セミナー、あるいは海外経済視察なども随時行いながら、会員企業の発展をさまざまな側面からサポートしております。

当財団の理念は「協心」ということばです。これは力を合わせて一つになった心を表します。「人」の重要性を知る企業の良きパートナーとして、「協心」の精神でサポートにあたる当財団をよろしくお願い申し上げます。

理事長 池田正英

財団法人国際労務管理財団（I.P.M.）概要

事業概要

- (1) 海外における労働事情、企業の海外進出等に関する調査研究
- (2) 海外進出企業に係る効率的な労務管理システムの開発・普及
- (3) 海外進出企業に係る技術・技能移転手法等の開発・普及
- (4) 海外進出企業に係る人材の交流事業の実施
- (5) 海外進出企業に係る労務管理システム、技術・技能移転手法等に関する研究会、講演会、セミナー等の実施
- (6) 技術・技能の修得を目的とする外国人技能実習生の受入れ事業の実施
- (7) 広報誌の発行
- (8) 職業紹介事業
- (9) その他本財団の目的達成に必要な事業

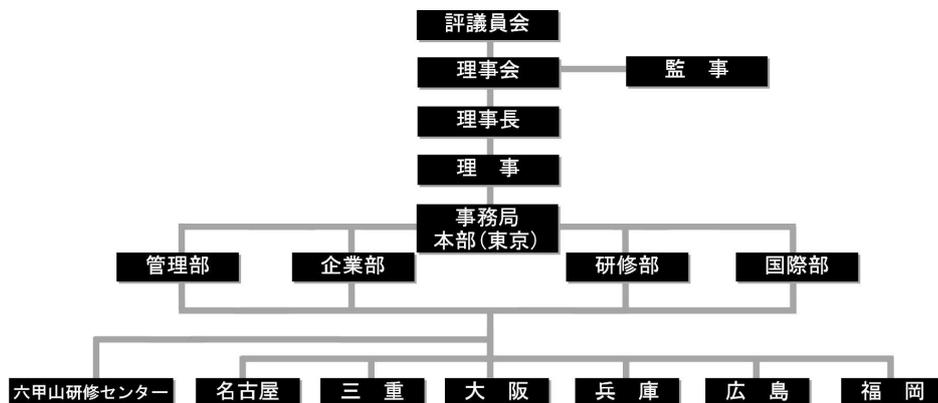
沿革

- | | |
|----------|---|
| 1993年 3月 | 労働省(現・厚生労働省)の許可を受け、財団法人国際労務管理財団設立
東京、大阪、兵庫、福岡および中国山東省青島市に事務所開設 |
| 1994年 4月 | 中華人民共和国から研修生受入れ開始 |
| 1994年10月 | ペルー共和国から研修生受入れ開始 |
| 1996年 6月 | ベトナム社会主義共和国から研修生受入れ開始 |
| 1996年 8月 | フィリピン共和国から研修生受入れ開始 |
| 2001年 9月 | 中国山東省威海市に威海方正外国語学校開校 |
| 2002年 9月 | 中国中日研修生協力機構より研修生受入れ優良10団体として表彰 |
| 2002年11月 | 三重事務所開設 |
| 2005年 3月 | 広島事務所開設 |
| 2005年 4月 | 研修生の集合研修施設としてI.P.M.六甲山研修センター設立 |
| 2005年 9月 | 名古屋事務所開設 |
| 2006年 9月 | 中国山東省煙台市に煙台華日外国語職業中等專業学校開校 |
| 2008年 4月 | 研修生対象の国民健康保険料のI.P.M.全額負担開始 |
| 2008年 5月 | 中国・四川省大地震被災者のための義捐金募集、青島市紅十字会へ贈呈 |
| 2009年 4月 | 日本語教育強化プロジェクトの開始 |
| 2010年 4月 | 職業紹介事業(無料)の開始 |
| 2010年 7月 | ベトナム社会主義共和国に第1回調査団派遣 |

法人概要

法人名	財団法人 国際労務管理財団（略称：I. P. M.）
本部	東京都新宿区新宿1-26-6 新宿加藤ビルディング7階 TEL：03-3354-4841 FAX：03-3354-4847 URL：http://www.ipm.or.jp/
事務所	名古屋、三重、大阪、兵庫、広島、福岡
講習施設	I. P. M. 六甲山研修センター
設立	1993年3月16日
基本財産	1億円
理事長	池田正英
事業活動収入	541,196千円（平成22年3月決算）
取引先銀行	三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行
許可	無料職業紹介事業（13-ム-300031）
事業範囲	日本国内全ての都道府県企業、全職種
受入れ実績	3,683名（平成22年6月現在）

組織図



賛助会

I. P. M. は海外進出企業における労務管理の適正化、海外への技術・技能の円滑な移転を図ることで、企業の健全な発展及び労働者の福祉の増進に寄与しております。I. P. M. の事業にご賛同いただき、国際貢献・国際協力にご尽力、ご協力いただく方々へ賛助会を設けております。ぜひご賛同賜り、ご入会くださいますようご案内申し上げます。

■ ご入会の特典

- (1) 当財団発行の各種広報誌、小冊子をご提供いたします。
- (2) 外国人技能実習制度の運営にかかるご相談に応じ、各種支援を行います。
- (3) ご要望に応じ、社員研修会や講演等を支援いたします。
- (4) 当財団主催の催し（研修会、セミナー、海外視察等）に会員割引価格でご案内いたします。

外国人技能実習制度について

制度概要

外国人技能実習制度は、諸外国の青壮年労働者を一定期間日本の産業界に受け入れて、産業上の技能等を修得してもらうための仕組みです。技能実習生への技能移転を図り、母国の経済発展を担う人材育成を目的とする国際貢献事業に位置づけられています。

技能実習生は在留資格「技能実習」を取得し、日本で技能等を学びます。技能実習は監理団体（I.P.M.）による指導監理の下、実習実施機関（受入れ企業）にて実施されます。I.P.M.は毎月受入れ企業を訪問指導・監査を行い、適切な制度運営に努めます。

I.P.M.が実施する外国人技能実習生の受入れは、国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業に合致するものであります。

受入れのメリット

- （１）外国人の若者が職場全体を活性化し、社内の国際化が進みます。
- （２）国際貢献の一翼を担うことができます。
- （３）海外進出を視野に入れながら、外国人労務管理のノウハウを蓄積できます。
- （４）すでに海外へ進出している場合は、現地従業員のスキルアップにつながります。
- （５）継続的に受け入れることで、中長期的な事業戦略が立てやすくなります。

受入れの主な条件

- （１）修得技能が単純作業でないこと。
- （２）技能実習計画を策定し、JITCO（※）の評価を受けること。
- （３）技能実習指導員、生活指導員を配置していること。
- （４）技能実習日誌を作成、備えつけること。
- （５）職業能力開発促進法に基づく技能検定の対象職種、あるいはJITCOが認定した技能評価システムによる職種に該当すること。2010年4月現在、66職種123作業。

※JITCOは財団法人国際研修協力機構の略称。

技能実習生受入れ人数枠

区分	実習実施機関の 常勤職員総数	技能実習生の人数
人数枠		常勤職員総数の20分の1
評価認定・ 特例人数枠	301人以上	常勤職員総数の20分の1
	201～300人	15人
	101～200人	10人
	51～100人	6人
	50人以下	3人

※常勤職員に技能実習生は含まない

応募から受入れまでの流れ (主なもの)



技能実習の流れ



I. P. M. サポートの特長

外国人技能実習生受入れにかかるサポート

入国前後

※ 黒字はI. P. M. が特に自信をもってサポートいたします

1	現地面接時の対応	企業による現地訪問、面接選考時の各種手配。送出し機関への選定依頼
2	六甲山研修センターの運営	講習・宿泊施設を完備し、施設長はじめ財団職員、日本語教師が技能実習生の入国後講習を実施
3	入国後講習の実施	日本語、日本文化のほか、入管法・労働関係法令に基づく法的保護に必要な情報等の講習を実施。外部講師の手配
4	配属時のフォロー	企業までの引率、各種行政手続きをフォロー

技能実習期間中

5	技能実習計画の策定	「技能実習1号」にかかる技能実習計画を策定
6	各種在留資格書類業務	在留資格申請書類等の取次ぎ、サポート
7	3ヶ月に1度の監査実施	3ヶ月に1度、受入れ企業を訪問し、技能実習実施状況を監査。賃金台帳等の確認。結果は法務省入国管理局へ報告
8	毎月の訪問指導	毎月受入れ企業を訪問し、技能実習計画に基づいた実習の実施をサポート。異文化ギャップの対応法やトラブルの芽へのケア
9	技能実習生の教育サポート	技能実習生への生活面を含めたケアや企業現場で円滑な関係を築くためのサポート支援
10	法務省入国管理局への報告	在留資格申請書類等の申請、監査実施等の報告
11	JITCO監査・巡回指導対応	JITCOが不定期に企業を訪問し、職種や技能実習状況について調査する際のフォロー。調査に同席し通訳等対応
12	送出し機関との連絡協議	技能実習の節目において、幅広く連絡協議
13	技能検定受検同行	技能検定受検時の試験会場への立会い
14	在留資格変更時の諸手続き	在留資格変更・更新時の外国人登録証明書に係る諸手続き

プラスアルファ・サポート

コミュニケーション対応

監査や訪問指導時だけでなく、JITCO監査、トラブル発生時にも母国語の話せるI.P.M.職員が同行し、円滑な意思疎通をサポートいたします。

相談体制の構築

定期的なアンケート等を通じて、カウンセリング等を実施し、技能実習生が相談しやすい体制を整えています。また、実習実施機関や新規受入れ企業向けには定期的な相談会も開催しています。

生活指導員向け定期講習会

技能実習生の生活面をサポートする生活指導員は大変重要な存在です。日本を理解させるだけでなく、相手国を理解することも大切です。講習会を通じて、お役に立つノウハウを提供しています。

I.P.M. ニュース



年4回(2、5、8、11月)に発行する広報誌です。制度の解説や受入れ企業の取り組み、日本語教育の進捗状況などを掲載しています。

トラブル未然対応集



ヒアリング調査をもとに、外国人雇用現場でのトラブルを未然に防ぐためのノウハウを集めた事例集。I.P.M.職員が日々経験したことを集めて作成しました。月1回発行。全12頁。

充実した日本語教育

日本語能力向上を目的に、日本語通信教育を実施しております。技能実習生へ毎月、日本語教材を配布し、日本語教師が添削して返送するシステムです。日本語教師とやり取りする「通信ノート」も付属し、モチベーションアップを図っています。

I.P.M.六甲山研修センター



神戸六甲山頂近くに位置する研修センターは、豊かな自然に囲まれ、学習には最適な環境です。

ここでは、施設長をはじめ専属の職員、日本語教師が技能実習生に対し講習を行い、日本語や日本文化、その他技能実習や日本での生活に欠かせない知識や心構えを教育します。法的保護に関する講習も行います。

このほか、企業研修等のサポートも行っております。お気軽にお問い合わせください。

講習



警察講義



学習風景



外部見学



閉講式



■ 概要

神戸市灘区六甲山町南六甲1034-64

敷地面積 約4200㎡

TEL. 078-891-1041

FAX. 078-891-1061

■ 交通アクセス

JR神戸線「六甲道」または

阪急神戸線「六甲」下車、車で20分

事務所一覧

東京本部

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-26-6 新宿加藤ビルディング7F
TEL. 03-3354-4841 FAX. 03-3354-4847

名古屋事務所

〒460-0003
名古屋市中区錦1-20-12 伏見ビル402号室
TEL. 052-218-9251 FAX. 052-218-9252

三重事務所

〒513-0801
三重県鈴鹿市神戸1-22-35 第4不二ビル3階
TEL. 059-381-5247 FAX. 059-381-5248

大阪事務所

〒530-0054
大阪市北区南森町1-4-19 サウスホレストビル6階
TEL. 06-6365-5692 FAX. 06-6360-6062

兵庫事務所

〒660-0882
兵庫県尼崎市昭和南通3-26 松本ビル3F
TEL. 06-6413-2702 FAX. 06-6412-0564

広島事務所

〒732-0052
広島市東区光町1-12-16 広島ビル4-5
TEL. 082-568-7444 FAX. 082-568-7446

福岡事務所

〒810-0073
福岡市中央区舞鶴2-2-11 富士ビル赤坂4階
TEL. 092-741-3138 FAX. 092-725-1830

I. P. M. 六甲山研修センター

〒657-0101
神戸市灘区六甲山町南六甲1034-64
TEL. 078-891-1041 FAX. 078-891-1061



お問い合わせ jyoho@ipm.or.jp 大 阪 事務所

ホームページ www.ipm.or.jp 担当